

2011年11月号 No.68

## RoHS、REACH に対する最近の動向と弊社の取り組み

### 1. RoHSについて

改正RoHS指令が7月21日に発効しました。対象物質、規制値の変更は無く、カテゴリーの追加、適用範囲の拡大といった内容であり、直接弊社に関係のある改訂ではありませんでした。

今回の改訂では、今まで適用範囲外であった「その他の電気電子機器」、医療機器および監視・制御機器、体外診断用医療機器、産業用監視・制御機器等が適用範囲に追加されています。範囲対象にある製品がございましたら調査対応いたしますので弊社営業担当へお申し付けください。

### 2. REACHについて

REACH SVHCリスト（認可候補物質）の第5次7物質が2011年5月に特定され、現在57物質が対象となりました。その中で弊社に関わりのある物質は、次の通りです。

- 16. Cobalt dichloride（塩化コバルト(II)）: CAS 7646-79-9
- 27. Sodium dichromate（二クロム酸（重クロム酸）ナトリウム 二水和物）: CAS 7789-12-0,  
（無水 二クロム酸（重クロム酸）ナトリウム）: CAS 10588-01-9
- 32. Boric acid（ホウ酸）: CAS 10043-35-3/11113-50-1
- 35. Sodium chromate（クロム酸ナトリウム）: CAS 7775-11-3
- 36. Potassium chromate（クロム酸カリウム）: CAS 7789-00-6
- 38. Potassium dichromate（二クロム酸カリウム、重クロム酸カリウム）: CAS 7778-50-9
- 39. Cobalt(II) sulphate（硫酸コバルト(II)）: CAS 10124-43-3

クロムは、6価クロムめっき、クロメートで使用されますが、弊社では、3価クロムめっきのため使用しません。一部協力会社での6価クロムめっきを受注ご提供していますが、めっき後は金属クロムとなるために、上記の物質としては、ほぼ存在しません。（分析検出限界〔10ppm〕以下）塩化コバルトはシリカゲルで使用していましたが、現在はコバルトフリーのシリカゲルを使用しています。硬質金めっき（金コバルトめっき）でコバルトを使用していますが、めっき薬品メーカーでREACH SVHCリストの不適用証明を得ています。REACH SVHCリストのコバルト化合物ではなく、他の化合物での添加であると思われます。勿論、クロム同様、めっき皮膜では金属化するために、REACH SVHCリストのコバルト化合物では存在しません。ホウ酸は、ニッケルめっき、3価クロムめっきで使用しています。めっきの安定化剤としてなくてはならない物質です。使用していますが、めっき皮膜へは析出しません。（入っていません）ホウ酸については、環境規制でも取り上げられている物質であることから、今後、代替技術が検討され応用されていくと考えられます。

### 3. 弊社の取り組み

弊社では、RoHS、REACHに対して、独自の「(株)ヒキフネ製品有害物質規格値表」（現在Ver8.2版）を対象物質追加のたびに改定をして、薬品購入メーカーに対して確認作業を行っております。調査が多岐にわたり、薬品購入メーカーの回答も時間がかかることもあり、ご依頼いただいても期日中の回答ができない場合もありますが、今後も調査体制を強化していきますのでよろしくお願いいたします。

### 【連絡先】

第一工場営業部	：中山・笹島	TEL：03-3696-1981	FAX：03-3696-4511
F P 部	：国井・吉田	TEL：同上	FAX：03-3696-1973
技術部	：井坂	TEL：同上	FAX：03-3692-9178
ヒキフネ技研	：目良	TEL：03-3695-5787	FAX：03-3692-6152
HPアドレス	：http://www.hikifune.com		